



金 沢 市 公 報

第 2 7 0 9 号

平成23年(2011年)11月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
市長の職務代理について (総務課)	1
平成23年告示第56号(青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について)において別に告示で定めることとされている期日について (税務課)	1
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	2
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	2
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について (")	3

公 告	
予防接種を行うことについて (健康総務課)	3
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	4
土地区画整理組合の理事の就任について (市街地再生課)	4
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	4
消防局公告	
消防車のサイレンの使用について(2件) (警防課)	5
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単 料金の算定について (経営企画課)	5
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単料金の算定について (")	6

告 示

●金沢市告示第277号

平成23年11月16日及び同月17日の2日間、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により、市長の職務を副市長 丸口 邦雄が代理します。

平成23年11月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市告示第278号

平成23年告示第56号(青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について)において別に告示で定めることとされている期日については、住所又は居所(納税者が法人である場合は、法人税に係る納税地(本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されているときは、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。))が1の表に掲げる地域にある者に係る2の表の左欄に掲げる期限について、それぞれ同表の右欄に掲げる期日とします。

なお、住所又は居所(納税者が法人である場合は、法人税に係る納税地(本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されているときは、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。))が1の表に掲げる地域にある者に係る3の表に掲げる期限については、平成23年告示第56号(青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県に住所又は居所がある者に係る市税の申告期限等の延長について)による申告期限等の延長は行いません。

平成23年11月11日

金 沢 市 長 山 野 之 義

1 地域

都道府県名	地 域
岩手県	宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町

宮城県 気仙沼市 多賀城市 本吉郡南三陸町

2 指定する期日

対 象 と な る 申 告 等 の 期 限	指定する期日
個人の市民税の申告等（納付又は納入に係るものを除く。）の期限	平成23年3月11日から同年12月14日までの間に到来するもの 平成23年12月15日
普通徴収に係る個人の市民税の納期限	平成23年3月11日から同年8月30日までの間に到来するもの 平成23年12月28日
	平成23年8月31日から同年10月30日までの間に到来するもの 平成24年1月31日
	平成23年10月31日から平成24年1月30日までの間に到来するもの 平成24年2月29日
	平成24年1月31日から同年4月1日までの間に到来するもの 平成24年4月2日
給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限	平成23年3月11日から平成24年1月9日までの間に到来するもの 平成24年1月10日
法人市民税の申告等の期限	平成23年3月11日から同年12月14日までの間に到来するもの 平成23年12月15日
事業所税の申告等の期限	平成23年3月11日から同年12月14日までの間に到来するもの 平成23年12月15日

3 延長を行わない申告等の期限

延 長 を 行 わ な い 申 告 等 の 期 限	指定する期日
個人の市民税の申告等（納付又は納入に係るものを除く。）の期限	平成23年12月15日以降に到来するもの
普通徴収に係る個人の市民税の納期限	平成24年4月2日以降に到来するもの
給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納入の期限	平成24年1月10日以降に到来するもの
法人市民税の申告等の期限	平成23年12月15日以降に到来するもの
事業所税の申告等の期限	平成23年12月15日以降に到来するもの

●金沢市告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成23年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
示野歯科医院	金沢市小坂町中99番地7	平成23年9月1日
デンタルケア南條歯科	金沢市小坂町南650番地	平成23年9月1日
上野医院	金沢市小立野3丁目14番5号	平成23年10月3日
あじさい城南歯科医院	金沢市泉野町6丁目1番17号	平成23年10月3日
駅西みみはなのどクリニック	金沢市駅西新町2丁目7番5号	平成23年10月11日
調剤センター松村薬局	金沢市松村4丁目416番地1	平成23年10月17日

●金沢市告示第280号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成23年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
示野歯科医院	金沢市小坂町中60番地	平成23年9月1日
徳久薬局	金沢市野町4丁目6番11号	平成23年9月9日
あじさい歯科	金沢市高柳町13の1番地1	平成23年9月14日
竹松歯科クリニック	金沢市西金沢3丁目453番地5	平成23年10月1日

●金沢市告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成23年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地	
馬淵 寛司	マブチ接骨院	金沢市松村4丁目359番地	平成23年10月11日

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者
- 3 予防接種を行う期間
平成23年11月13日から同年12月31日まで。ただし、次に掲げる者については、当該期間の終期を平成24年1月10日とする。
 - (1) 平成23年12月21日から同月31日までに65歳になる者
 - (2) 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定する者のうち平成23年12月21日から同月31日までに60歳になる者
- 4 予防接種を行う場所
別表のとおり
- 5 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
 (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
鈴木 尚 越野 慶隆 黒川 幸枝	もりやま越野医院	金沢市森山1丁目5番26号
越野 慶隆 黒川 幸枝 能登 稔	みずほ病院	河北郡津幡町字渦端422番地1

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成23年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
13	金沢環境管理株式会社	金沢市増泉3丁目17番1号	平成23年10月24日
52	株式会社日立ビルシステム	東京都千代田区神田美土代町7番地	平成23年10月24日
2	アムズ株式会社	金沢市西泉3丁目92番地	平成23年10月31日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合の理事の就任の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市三池高柳土地区画整理組合
就任した理事

氏 名	住 所	就任年月日
林 利規	金沢市高柳町リ71番地	平成23年10月27日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成23年11月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の位置及び区域
金沢市米泉町5丁目7番1から7番7まで	金沢市富樫1丁目2番10号 株式会社杉本住宅 代表取締役 杉本 誠二	道路 金沢市米泉町5丁目7番6及び7番7
金沢市泉が丘1丁目336番2から336番7まで	金沢市間明町2丁目194番地 有限会社東山地所 代表取締役 荒矢 勇三	道路 金沢市泉が丘1丁目336番4

金沢市新保本3丁目127番1及び127番3から127番6まで	金沢市八日市4丁目308番地 株式会社アイランドホーム 代表取締役 島畑 則子	道路 金沢市新保本3丁目127番4
--------------------------------	---	-------------------

消 防 局 公 告

金沢市消防団火災防ぎょ訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成23年11月11日

金沢市消防長 山 田 弘

- 場 所 金沢市中央消防署管轄区域内 (角間町地内)
- 日 時 平成23年11月13日 (日) 午前8時30分から午前9時まで
- 場 所 金沢市駅西消防署管轄区域内 (松寺町地内)
- 日 時 平成23年11月13日 (日) 午前10時から午前10時30分まで
- 場 所 金沢市金石消防署管轄区域内 (専光寺町地内)
- 日 時 平成23年11月13日 (日) 午前11時から午前11時30分まで

金沢港におけるテロ対策総合訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

平成23年11月11日

金沢市消防長 山 田 弘

- 場 所 金沢市金石消防署管轄区域内 (無量寺町地内)
- 日 時 平成23年11月18日 (金) 午前10時から午前11時20分まで

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第30号

金沢市ガス供給条例 (昭和60年条例第48号) 第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年11月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

- 1 平成23年7月1日から同年9月30日までの原料の平均価格等
 - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 66,150円
 - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 68,020円
 - (3) 1トン当たり平均原料価格 66,780円
- 2 原料価格変動額 3,000円
算式 66,780円 (1トン当たり平均原料価格) - 63,730円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 3,000円 (100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 + 3,000円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.082円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に2.46円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。
- 4 平成23年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	229円21銭

B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	227円21銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	214円71銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	212円88銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	207円88銭

●金沢市公営企業告示第31号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年11月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

- (1) 平成23年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 68,020円
- (2) 原料価格変動額 19,900円
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格） - 68,020円（1トン当たり平均原料価格） = 19,900円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 19,900円（原料価格変動額） / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から40.60円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成23年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	380円70銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	371円60銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成23年7月1日から同年9月30日までの平均原料価格
1トン当たり 68,020円
- (2) 原料価格変動額 19,900円
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格） - 68,020円（1トン当たり平均原料価格） = 19,900円（100円未満切捨て）
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 19,900円（原料価格変動額） / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から40.60円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成23年12月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルまでの場合)	660円	380円78銭
B 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルを超える場合)	732円80銭	371円68銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成23年 7 月 1 日から同年 9 月30日までの平均原料価格
1 トン当たり 68,020円
- (2) 原料価格変動額 19,900円
算式 88,000円 (1 トン当たり基準平均原料価格) - 68,020円 (1 トン当たり平均原料価格) = 19,900円 (100円未満切捨て)
- (3) 1 立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 19,900円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から40.60円を減算した額になります (小数点第 3 位以下切上げ)。
- (4) 平成23年12月 1 日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルまでの場合)	660円	359円55銭
B 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルを超える場合)	732円80銭	350円45銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成23年 7 月 1 日から同年 9 月30日までの平均原料価格
1 トン当たり 68,020円
- (2) 原料価格変動額 19,900円
算式 88,000円 (1 トン当たり基準平均原料価格) - 68,020円 (1 トン当たり平均原料価格) = 19,900円 (100円未満切捨て)
- (3) 1 立方メートル当たり調整単位料金の額
算式 基準単位料金の額 - 19,900円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から40.60円を減算した額になります (小数点第 3 位以下切上げ)。
- (4) 平成23年12月 1 日から同月31日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルまでの場合)	660円	403円16銭
B 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルを超える場合)	732円80銭	394円 6 銭

平成23年(2011年)11月11日 印刷
平成23年(2011年)11月11日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄